

一般社団法人投資不動産流通協会 御中

反社会勢力の排除に関する誓約書

当社は、政府が公表している「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、全ての申込行為、取引及び契約について関して、以下のとおり誓約いたします。

第1条

本誓約書にて誓約した事項については、本誓約書提出以前に貴協会との間で締結した（書面・口頭を問わず）すべての契約及び本誓約書提出以降に当社・貴協会間で締結されるすべての契約について適用されることを当社は了承します。

第2条

当社、または当社役員（取締役、執行役、相談役などの役員の他、顧問、監査役などその他名称を問わず、その事業に支配力を有する者、以下同じ）が、下記の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ将来的にわたっても該当しないことを表明・保証します。当社が各号の一に該当したとき、または該当していたことが判明したときは、貴協会が別段の催告を要せず、前条に掛かる契約、取引、申込みを全て解除することを当社は了承します。

1. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に規定する暴力団、またはその関係団体及び個人
2. 前号記載の暴力団およびその関係団体の構成員であること
3. 「総会屋」「詐欺集団」「特殊知能暴力集団」等の反社会勢力であること、またそれら反社会的勢力の一員であること
4. 前各三号の他、暴力、威力もしくは詐欺的手法を駆使した暴力的な要求、もしくは法的な責任を超えた不当な要求を行う事により、経済的利益を追求する団体または個人
5. 前各四号の団体、その構成員もしくは個人と何らかの関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

第3条

当社は、親会社、子会社（いずれも会社法の定義による、以下同じ）または基本契約等の履行のために再委託する第三者が、前条各号に該当しないことを誓約します。

第4条

当社、またはその役員が、下記の各号の一に該当したとき、貴協会が、別段の催告を要せず、即時第一条に関する契約の全部または一部を解除できることに、当社は異議申し立ていたしません。

1. 相手方に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること
2. 詐欺的手法、または偽計、暴力を用いて相手方の業務を妨害すること
3. 風説を流布するなど、相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと
4. 反社会的勢力のである第三者をして前三号の行為を行わせること
5. 自ら、または役員もしくは実質的に経営を支配する者が、暴力団、総会屋、詐欺集団、特殊知能暴力集団などの反社会勢力に資金提供を行うなど、その活動を助長する行為を行うこと
6. その他、本号1から5に準ずる行為

第5条

当社の親会社、子会社または基本契約等の履行のために再委託する第三者が、前条各号に該当したとき、貴協会が、別段の催告を要せず、即時第一条に関する契約の全部または一部を解除できることを当社は異議申し立ていたしません。

第6条

当社は、第2条から第5条に違反したことにより契約を解除した場合、当社に損害が生じても、貴協会が、賠償責任を負わないことを了承します。

第7条

当社は、自らが第2条から第5条に違反したことにより契約を解除された場合、貴協会に発生する損害を賠償します。

平成 年 月 日

住所：

社名：

代表者名：

印